



国 監 告 第 7 号

地方自治法第199条第12項の規定により、令和元年度第2回定期監査  
における要望事項の措置について、別紙のとおり公表する。

令和元年12月26日

国立市監査委員 伯 道 夫

国立市監査委員 藤 田 貴 裕

(写)  
国政経発第 205 号  
令和元年 12 月 26 日

国立市監査委員 伯 道 夫 様  
国立市監査委員 藤 田 貴 裕 様

国立市長 永 見 理 夫

令和元年度第 2 回定期監査における指摘・要望事項の措置について（通知）

令和元年 11 月 14 日付国監発第 29 号により通知がなされた件について、下記のとおり措置を講じました。

については、地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき通知します。

## 記

### 1. 措置内容

別紙のとおり

### 2. 指摘・要望事項を受けた部局及び担当部長

部 局：行政管理部 総務課、職員課

生活環境部 まちの振興課

担当部局長：行政管理部長 雨宮 和人

生活環境部長 橋本 祐幸

以上

## 別紙

(1) 行政管理部 職員課

### 【指摘事項】

#### 契約確定日の誤りについて

メンタルヘルスカウンセリング業務委託について確認したところ、契約書の契約確定日を平成 31 年度の契約として「平成 31 年 4 月 1 日」とすべきところ、誤って決裁日の「平成 31 年 3 月 25 日」として契約していた。

契約書は契約行為の証拠書類であり、支払いの根拠にもなる重要書類であることから、正しい日付に訂正するとともに、誤りが起こらないよう契約書作成時の確認を徹底されたい。

### 措置前の状況

契約書の契約確定日について認識が足りていなかったこと、また、決裁時の確認が不足していたため、誤りが発生した。

### 措置の内容

業務委託している東京メンタルヘルス株式会社から委託契約書を取り寄せ、国立市保管分と併せて日付の訂正をした。

また、今後については、同じ誤りが起こらないように契約書作成時の注意点として課内で事例共有を図り、再発防止に繋げる。

【指摘事項】

修繕契約の請書について

修繕契約を確認したところ、主管課発注した3件について請書により契約されていたが、必要となる契約番号を取得しておらず、請書の契約番号欄が空欄になっていた。

主管課発注の契約手続きの理解不足が原因であるため、契約事務の流れを再確認するとともに、主管課の責任において適切に契約事務を執行するよう徹底されたい。

措置前の状況

職員の主管課発注等の契約手続きに対する理解や確認が不十分だった。

措置の内容

事務手順等について再度確認し、課内全体で理解を深めるとともに、契約手続き上の不備が生じないように、決裁時の確認を徹底する。

【要望事項】

委託契約に係る入札について

貸切バス運送業務年間委託について確認したところ、入札業者の6者のうち4者が辞退、1者が不参となり、実質1者の入札による契約となっていた。

契約事務において、業者の事情等による不調や本件のようなケースがでることは止むを得ないが、他の入札結果の中にも同様のケースが見受けられたので、業者間で競争が働く入札となるよう努められたい。

措置前の状況

「平成31年度貸切バス運送業務年間委託(単価契約)」は、行事等で使用する貸切バスの調達のために、道路運送法に基づく一般貸切旅客自動車運送事業者による運送を委託するものである。

一般貸切旅客自動車運送事業については、平成24年の関越自動車道の貸切バスの事故等を受け、国土交通省ガイドラインの改正及び関東運輸局長公示による制度改正が行われており、安全性の確保が課題となっている。また、貸切バスの運行は、営業所から配車場所までの区間の距離・時間に対して料金が発生するため、遠隔地の事業者との契約は経済的な効果が低くなる傾向がある。

このような状況を踏まえ、国立市では、競争入札参加登録業者の中から、「国立市指名競争等入札参加者指名基準」に基づき、経営状況、事業者の実績及び所在地等を考慮して業者を選定している。特に、事業者の実績については、安全性を重視するため、国が普及の促進に努めている「貸切バス安全性評価認定制度(公益社団法人日本バス協会公表)」を参考とし、選定を行っている。

上記のように安全性、経済性に配慮して選定した業者による競争の結果、今年度はバスの手配を行うことが困難である、との理由により業者が辞退し、1者のみの応札となった。

措置の内容

本件を含めた工事請負・委託案件は、業者の選定に配慮する事項が多く、早急な対応は困難ではあるが、今後も必要に応じて辞退業者へ理由の聞き取りを行い、今後に向けて参考となる事例収集に繋げたい。また、早期発注及び仕様書の精査等、受注者が受注しやすい環境整備を図り、競争性の確保に努めたい。

なお、次年度はオリンピック・パラリンピック大会が開催され、開催期間中は車両手配の困難が見込まれるため、各主管課宛に実施期間の見直しや、債務負担行為を活用した早期発注を促し、競争原理が働く仕様となるように変更していく所存である。

【要望事項】

嘱託員の勤務実績簿について

嘱託員の勤務状況を確認したところ、有給休暇を取得した際の勤務実績簿への記載方法が、嘱託員ごとに異なる表記となっていた。

他の部署においても表記が様々であることが見受けられたので、簡易な表現で、誰が見ても分かりやすい、全庁的に統一した記載方法について検討されたい。

措置前の状況

各課で毎月作成している当該勤務実績簿については、統一的な様式を用いているわけではなく、各課で管理しやすい様式で作成し、運用されている。

そのため、主管課の担当者等の一部職員だけが認識できる勤務実績簿もあり、簡易な表現または普遍的とは言い難いものが存在している。

措置の内容

現在、勤務実績簿の作成対象となっている嘱託員・臨時職員が、令和2年度より会計年度任用職員へ移行するため、令和2年4月の勤務実績簿作成時から様式の統一化がなされるようにしていきたい。

ただし、各課で雇用する職員の勤務形態は様々であり、その全てを統一化することは難しい点もある。ゆえに、検討を進めるにあたっては主管課と調整していき、可能な限り、善処していきたい。

【要望事項】

助成制度の見直しについて

催物鑑賞利用契約を確認したところ、くにたち文化・スポーツ振興財団及び立川市地域文化振興財団との年間契約により、利用者に鑑賞料金を助成する制度になっているが、ここ数年は制度の利用者がほとんどいない状況であった。

事務的効率の観点からも事業の見直しが必要と思われるので、利用されていない原因を把握するとともに、助成方法の変更や他の事業への振替などについて検討されたい。

措置前の状況

催物鑑賞については、年度当初に助成がある旨の周知はしているものの、具体的にどのような催物があるかについて、個々のPRが不足していた。

措置の内容

まずは、助成制度そのものの再周知を図るとともに、具体的な催物について、定期的に全庁的なPRを行い、利用促進に繋げていく。

しかしながら、それでも利用者が少ない場合、指摘のとおり、事業の見直しを検討していきたい。

【要望事項】

修繕契約に係る決裁について

西福祉館 1F 和室右側エアコン交換修繕について確認したところ、8月6日付で起案、決裁された総務課、政策経営課合議で部長までのC決裁と同日付けで起案、決裁された課長までのD決裁の2種類の契約決裁を作成していた。C決裁は随意契約とするための決裁で、D決裁は契約手続きをするための決裁として前例に倣って起案したとの説明であったが、決裁の内容を見る限り、分割して起案する必要性が無いものであった。

決裁を起案する際には、漫然と前例に倣うのではなく、起案する目的や根拠となる法令等に誤りはないかなど、内容確認を怠ることのないよう徹底されたい。

措置前の状況

指摘のとおり、一つにまとめられる内容の決裁であったが、そのことについて、思慮、検討することなく前例踏襲で起案していた。

措置の内容

決裁を起案する際には、漫然と前例に倣うだけでなく、より合理的・効率的な事務作業となるよう、業務の改善について課内全体で意識するように努める。また、起案目的や根拠法令等に誤りはないかなど、決裁を確認する際には、十分に注意する。